二　当該特別特定技術基準対象施設の改良後の強度の低下の防止又は軽減に資する管理運営計画を有する者であること。

三　第一号の工事実施計画及び前号の管理運営計画を実施するため適切な資金計画及び収支計画を有する者であること。

四　当該特別特定技術基準対象施設の改良及び管理を適確に行う能力を有する者であること。

（特別特定技術基準対象施設の改良に係る港湾管理者に対する貸付金の金額）

第九条の二　法第五十五条の八第一項の政令で定める金額は、当該特別特定技術基準対象施設の改良に要する費用に充てる資金として港湾管理者がする同項の貸付けの金額の二分の一以内の金額とする。

（貸付けの条件の基準及び加算金の規定の準用）

第九条の三　第五条及び第六条の規定は、法第五十五条の八第一項の国の貸付け及び同項の国の貸付けに係る国際戦略港湾、国際拠点港湾又は重要港湾の港湾管理者の貸付けについて準用する。この場合において、第五条第一項第五号並びに第六条第三号、第六号、第七号イからハまで、第九号及び第十号中「特定用途港湾施設」とあるのは「特別特定技術基準対象施設」と、同項第五号及び同条第六号中「建設又は改良」とあるのは「改良」と、同条第八号中「第二条各号」とあるのは「第九条各号」と読み替えるものとする。

2　第七条及び第八条の規定は、法第五十五条の八第三項において準用する法第五十五条の七第三項の加算金について準用する。この場合において、第八条第一項中「第五十五条の七第四項」とあるのは「第五十五条の八第三項において準用する法第五十五条の七第四項」と、「第五十五条の七第一項」とあるのは「第五十五条の八第一項」と読み替えるものとする。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、港湾法の一部を改正する法律の施行の日（平成二十六年七月一日）から施行する。

（内閣府において経費の配分計画に関する事務を行う事業等を定める政令の一部改正）

2　内閣府において経費の配分計画に関する事務を行う事業等を定める政令（昭和四十七年政令第百八十三号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項第五号ホ中「第五十五条の八第一項」を「第五十五条の九第一項」に改める。

内閣総理大臣　安倍　晋三
国土交通大臣臨時代理
国務大臣　谷垣　禎一

条約

千九百七十九年九月二十八日に修正された千九百六十八年十月八日にロカルノで署名された意匠の国際分類を定めるロカルノ協定を次に公布する。

御　名　御　璽

平成二十六年六月二十七日

内閣総理大臣　安倍　晋三

条約第十号

千九百七十九年九月二十八日に修正された千九百六十八年十月八日にロカルノで署名された意匠の国際分類を定めるロカルノ協定

第一条　特別の同盟の形成及び国際分類の採用

(1)　この協定が適用される国は、特別の同盟（以下「同盟」という。）を形成する。

(2)　(1)に規定する国は、意匠の単一の分類（以下「国際分類」という。）を採用する。

(3)　国際分類は、次のものから成る。

(i)　類別及び小類別の表

(ii)　意匠が構成する物品のアルファベット順の一覧表であって、物品の属する類及び小類を表示したもの

(iii)　注釈

(4)　類別及び小類別の表は、この協定に附属する表であり、第三条の規定に基づいて設置される専門家委員会（以下「専門家委員会」という。）が行う修正及び追加の対象となる。

(5)　物品のアルファベット順の一覧表及び注釈は、第三条に定める手続に従って専門家委員会によって採択される。

(6)　国際分類は、第三条に定める手続に従って専門家委員会が修正し、又は補足することができる。

(7)　(a)　国際分類は、英語及びフランス語で作成する。

(b)　第五条に規定する総会が指定する他の言語による国際分類の公定訳文は、世界知的所有権機関（以下「機関」という。）を設立する条約に規定する知的所有権国際事務局（以下「国際事務局」という。）が関係政府と協議した後、作成する。

第二条　国際分類の使用及び法的範囲

(1)　国際分類は、この協定に定める要件に従い事務的性質のみを有する。もっとも、各国は、適当と認める国際分類の法的範囲を定めることができる。国際分類は、特に、同盟の国（以下「同盟国」という。）において与えられた意匠の保護の性質及び範囲について同盟国を拘束しない。

(2)　各同盟国は、国際分類を主たる体系又は副次的な体系として使用する権利を留保する。

(3)　同盟国の官庁は、意匠の寄託又は登録のための公文書に、及び刊行物が公式に発行されている場合には当該刊行物に、意匠が構成する物品の属する国際分類の類及び小類の番号を記載する。

(4)　専門家委員会は、物品のアルファベット順の一覧表に記載するための用語を選択する際に、排他的権利が存在する用語を使用することを避けるために妥当な注意を払う。もっとも、アルファベット順の索引中にいかなる単語又は語句が記載されても、当該単語又は語句が排他的権利の対象となるか否かについての専門家委員会の見解の表明ではない。

第三条　専門家委員会

(1)　専門家委員会は、第一条(4)から(6)までに規定する任務を与えられる。各同盟国は、専門家委員会において代表されるものとし、専門家委員会は、代表を出した同盟国の単純多数による議決で採択される手続規則に従って組織する。

(2)　専門家委員会は、アルファベット順の一覧表及び注釈について同盟国の投票の単純多数による議決で採択する。

(3)　国際分類の修正又は追加のための提案は、同盟国の官庁又は国際事務局が行うことができる。官庁から提議された提案は、当該官庁により国際事務局に提出される。官庁及び国際事務局からの提案は、国際事務局が専門家委員会の構成国に対し、当該提案が検討される専門家委員会の会期の遅くとも二箇月前までに送付する。

(4)　国際分類の修正及び追加の採択に関する専門家委員会の決定は、同盟国の単純多数による議決で行う。ただし、当該決定が新たな類の設定又は物品の一の類から他の類への移行を伴う場合には、全会一致によることを必要とする。